

平成22年8月診療分から 秋田県内各市町村が実施する 福祉医療費給付事業の審査支払事務を 受託します

このたび、平成22年8月診療分から、秋田県内各市町村が実施する福祉医療費給付事業の審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金秋田支部で受託することとなりましたのでお知らせします。

社会保険に係る福祉医療費給付事業については、複写式請求書をもって国保連合会へ請求していただいておりますが、**平成22年8月診療分(9月提出分)からは、併用分レセプト**として社会保険診療報酬支払基金秋田支部へ請求していただくこととなります。

【受託する福祉医療費給付事業】

対 象 者	法別番号
高 齢 身 体 障 害 者	72
重 度 心 身 障 害 (児) 者	73
乳 幼 児 (未 就 学 児)	74
ひ と り 親 (母 子) 家 庭 の 児 童	75
ひ と り 親 (父 子) 家 庭 の 児 童	76
市 町 村 単 独 拡 大 分	80

■お問い合わせ先

- ・ 社会保険診療報酬支払基金秋田支部
018-836-6501(代) 事業管理課(内線310・311)
- ・ 支払基金本部 03-3591-7441(代) 事業推進課(内線651・654)
- ・ 秋田県健康福祉部 長寿社会課 018-860-1351